

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3節 財務部 (財務企画課)</p> <p>第18条 財務企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 財務に係る企画立案に関すること。</p> <p>(3) 概算要求に関すること。</p> <p>(4) 予算に関すること。</p> <p><u>(5) その他会計に関する事務で財務戦略・分析課、出納事務センター及び契約・資産事務センターの所掌に属しない事務を処理すること。</u> (財務戦略・分析課)</p> <p>第19条 財務戦略・分析課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 決算に関すること。</p> <p>(2) 財務諸表等の作成に関すること。</p> <p>(3) 財務に係る調査及び分析に関すること。</p> <p><u>(4) 資金運用及び資産の有効活用に関すること。</u></p>	<p>第3節 財務部 (財務企画課)</p> <p>第18条 財務企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 財務に係る企画立案に関すること。</p> <p>(3) 概算要求に関すること。</p> <p>(4) 予算に関すること。</p> <p><u>(5) 資金運用に関すること。</u></p> <p><u>(6) その他会計に関する事務で財務戦略・分析課、出納事務センター及び契約・資産事務センターの所掌に属しない事務を処理すること。</u> (財務戦略・分析課)</p> <p>第19条 財務戦略・分析課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 決算に関すること。</p> <p>(2) 財務諸表等の作成に関すること。</p> <p>(3) 財務に係る調査及び分析に関すること。</p>
<p>(後 略)</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成19年10月29日から施行し、平成19年10月1日から適用する。</p>